明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○法人税法施行規則の一部を改正する省令（財務四一）　一
○地方法人税法施行規則の一部を改正する省令（同四二）　四〇
○租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同四三）　四二

省令

○財務省令第四十一号

法人税法（昭和四十年法律第三十四号）を実施するため、法人税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年四月十五日

財務大臣臨時代理
国務大臣　山本　早苗

法人税法施行規則の一部を改正する省令

法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の十四中「別表十二(六)」の下に「、別表十二(八)」を加え、「別表十三(七)まで、別表十三(十)、別表十三(十一)」を「別表十三(九)まで、別表十三(十一)」に改める。

第三十二条第二項中「別表六(二十七)」を「別表六(二十五)」に、「から別表八(二)まで」を「、別表八(二)」に、「別表十(八)」を「別表十(八)付表」に、「別表十四(七)」を「別表十四(八)」に改める。

第三十四条第二項中「別表六(二十七)」を「別表六(二十五)」に、「から別表八(二)まで」を「、別表八(二)」に、「別表十四(七)」を「別表十四(八)」に改める。

第三十七条の九第二項中「別表六(二十六)から別表六の二(二十二)付表まで」を「別表六(二十四)から別表六の二(二十)付表まで」に改める。

第三十七条の十一第二項中「別表二まで」を「別表一の二(三)まで、別表二」に、「別表六(二十六)から別表六の二(二十二)付表まで」を「別表六(二十四)から別表六の二(二十)付表まで」に改める。

第六十一条に次の一項を加える。

5　法第百四十四条の三第一項各号又は第二項各号に掲げる事項を記載する中間申告書（当該申告書に係る修正申告書を含む。）の記載事項のうち別表十八の三に定めるものの記載については、同表の書式によらなければならない。